

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第一条中「すべて」を「全て」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第二条第一項中「及び大気」を「、大気及び海水」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

七 三ふっ化窒素

第二章の章名を次のように改める。

第二章 地球温暖化対策計画

第八条の見出しを「（地球温暖化対策計画）」に改め、同条第一項を次のように改める。

政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

第八条第二項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改め、第九号を第十号とし、第

一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 計画期間

第八条第三項及び第四項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第九条の見出しを「（地球温暖化対策計画の変更）」に改め、同条第一項中「平成二十一年において」を「少なくとも三年ごとに」に、「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改め、同条第二項及び第三項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第十一条第一号中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改め、同条第二号中「長期的展望」を「前号に掲げるもののほか、長期的展望」に改める。

第二十条第二項、第二十条の二第一項、第二十条の三第一項、第二十二條及び第二十八條中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第四十二条の三中「京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために」を削る。

附則第四条中「平成二十三年までに」を「平成二十七年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ」に改め、「基づいて」の下に「法制上の措置その他の」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三項に一号を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(政令への委任)

- 2 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。